

【論 文】

引当金考

藤 田 昌 也

—

今日でも理解が比較的難しい会計問題に引当金処理がある。いまでは引当金とはいわないで非金融的負債という。言い換えたからといって引当金処理によって対応しようとしてきた事態がなくなるわけではない。やはり引当金の問題は、収益費用アプローチ、資産負債アプローチと会計観が整理されても、やはり整合的に説明することがなかなか難しい会計問題である。なぜ難しいのかを探ってみるのが本稿の試みである。

結論を先取りして言えば、会計上の負債勘定は、企業と企業外部との債権債務のみならず、同一の企業内の期間相互の出資者間の貸し借りも記録するのではないかということである。企業と企業外部との取引を会計は記録するというのは、誰でも、どの立場であっても当然のごとく前提されているし、また当然のことである。しかしそれだけでなくもう一面があるのではないか。同一の企業内の期間相互の出資者間の貸し借りは、期間相互の出資者の利害の調整といわれながら、ある意味では会計理論の軽視してきた部分である。引当金は、このニッチな、しかし重要な会計処理ではないかというのがここでの議論である。

二

さて引当金については、以前も旧商法の引当金の規定に関して多くの議論があり、今日では利益観をめぐる収益費用中心観と資産負債中心観の相違点の一つとして議論の材料になっている。問題が那邊にあるかを探るためにも次のような整理をまず試みる。費用は資産・用役の費消をさし、勘定に貨幣支出を対立させてみる。

	貨幣支出	貨幣未支出
費用	① 費用計上	③ 未払費用
未費用	② 前払費用	④

横欄に貨幣支出、貨幣未支出、縦欄に費用、未費用を描くと組み合わせは4つできる。それぞれの組み合わせに会計取引がある。①は、費用が発生して、貨幣支出がすでに行われている。そのまま費用計上がなされる。②は、貨幣支出がすでに行われているが、資産・用役をいまだ費消していないケースで、前払費用として処理される。③は資産・用役の費消はしたが、未だ貨幣支出のないケースで未払費用として処理されるケースである。

問題は④である。資産・用役の費消といった発生的事实はなく、貨幣支出も未だない取引で、

引当金計上の処理はこの領域にはいる。すなわち、④の枠の取引は、資産・用役の費消がなく、それゆえ金額も確定せず貨幣支出もない取引ということになる。会計的認識が過去の事実には依拠しているというならば、このような取引は認識する必要がない、今様にいえば貸借対照表能力のない取引である。しかし引当金繰入・引当金の処理はあとで述べるように必要な処理である。したがってこの貸借対照表能力のない取引を、貸借対照表能力があると説得的に説明しなければならないのが引当金論である。引当金の根拠づけは、以上において見る限りでいえば、費用ではないものを費用といい、負債でないものを負債ということであり、自由に議論する余地が広い領域であり、個々の引当金を話題にすれば、その根拠づけは論者によって異なりうるし、また異なることも許容される。さらに会計諸基準の設定といった概念体系をもたねばならない立場からは、その枠内で異論をさげようとしてもなかなか整合的に理解し説明することが難しいともおもわれる問題でもある。なぜならば重ねていえば、未だ、資産・用役の費消はないのに費用が発生したごとくに説明し、その結果その相手方の引当金勘定は、債務など確定していないのに、その相手方の引当金勘定を債務があるかのごとくに説明しなければならないからである。

まず引当金繰入・引当金の必要性をみておこう。その説明の前提として、期間損益計算の理解であるが、ここでは、期間損益計算は、利益の期間配分計算と考えている（藤田昌也 [2009]）。換言すればそれぞれの期の出資者に帰属する利益を収益、費用の計上を通して期間配分計算することが期間損益計算であり、したがって、基本的に期間相互の株主の利害の調整が重要な役割である。

さて、引当金繰入・引当金の会計処理は、如上のように資産の減少や用役の費消がないのに費用計上するものであるが、それは利益の分配の秩序とでもいえようか。すなわち未だ資産も用役の費消もないのに費用を計上するのは、当期の活動が原因で生じる将来の損失を当期が負担すべきであるということからである。企業活動の結果不可避的に生じる損失を誰が（どの期の出資者が）負担するかということである。もし各期間の出資者が、一堂に会することができるならば、利益合計を前にして、生じた損失をそれぞれの出資者がどのように負担するかという話はすぐに決着がつく。その損失を利益から控除することで、それぞれが負担した後は残りの利益は山分けである。しかし各期の株主が一堂に会することはできない。とすれば期間的に交代する出資者は、互いに他の期間の出資者に己が負担すべき費用を押しつけることなく、己が費用を負担した後の利益を受け取ることが必要である。それが利益分配の秩序である。期間損益計算を規する会計基準は、この利益の期間配分の秩序を規制していることになる。

例えば、商品保証引当金繰入の計上は、商品売上による利益をそのまま受け取るのではなく、売り上げることによって生じるかもしれない製品保証の損失を負担して、残りの利益をその期の出資者が受け取るのである。だからその製品保証の負担は、売上によって利益を得る出資者が負うことになる。もしこの期の出資者が負担しないならば、保証の損失が現実化した期間の株主が負うことになるが、利益を得る出資者と保証が現実化したときの出資者は異なる。

引当てしなければ、売上によって利益を得ない出資者が損失だけを負担するということになる。当然クレームがつく。

同じことは修繕引当金についても同じである。機械を使用することによって得た利益は、その期間の使用に由来して将来発生しうる修繕費の発生に備えて、その期の出資者が負担して、その残りの利益を取得することが出来る。もしそうしなければ、その機械を使用することによる利益を得ないものが、その修繕コストが現実に発生したときに負担することになるからである。

わが国の企業会計原則の〔注解18〕において、「特定の費用または損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、その発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることが出来る場合には、当期の負担に属する金額が当期の費用または損失として引当金に繰入れ、」とは、利益を得る者は、その活動によって発生する損失を他の出資者に押しつけ負担させることなく、自ら負担しなければならないという利益分配の秩序を述べた行である。

これと関連してであるが、減価償却の処理である。減価償却費の相手勘定は、減価償却累計額と今日ではいわれる。

減価償却についても統一した理解はない。購入した固定資産を、支出をもたらした購入時に費用と見るか、あるいは、購入時は、購入の支出しただけで、使用するにしたがって、費用化してゆくと見るかについての論争がある。費用とは、支出というべきか、あるいは財貨・用役の費消というかに論争である（内川[1998], pp.57-76）。前者は、支出をもって費用とみなす立場であり、他方、後者は用役の費消あるいは経済的価値の費消（固定資産は使用につれて用役を費消してゆくと考えれば）をもって費用とみなす立場となる。前者の立場ではすでに費用は発生しているのであるから引当金処理をする必要はない。後者の立場に立っても、毎期に発生する費用を計上するということになるから、「引当金」の処理は必要はないということになる。だから減価償却引当金といわずに減価償却累計額という勘定名を使う。

ところがもう一つの考え方もある。購入時に費用が発生すると考える主張に対しては、固定資産を購入した場合、貨幣の支出があっても、交換に固定資産を取得し、資産勘定に計上されるので何も減少していないし、したがって費用も発生していないという理解は可能である。更にもう一つの考え方、すなわち固定資産は使用するにしたがって、用役が減耗してゆき、したがって、費用が発生するという理解はある。しかし用役の減耗というのは、特に初学者に減価償却を説明するためのフィクションではあってもその証拠がない。機械のどこをなでまわしても何も減少していない。だからこそキャッシュフロー計算書において、減価償却費は資金の減少はないので、戻しの処理をするのである。つまり何も費消・減少していないのに減価償却費を計上するから、キャッシュフロー計算において戻すのである。わが国の企業会計基準第8号においても、対価としての財産の流出がないのに、費用が認識される例として、減価償却費をあげている。そしてそれを根拠として、ストック・オプションの費用計上の合理性を説明している（「基準8号」第38項）。固定資産は、使用によって何も減少していないという、ここでの

理解は、いわば企業会計基準委員会のお墨付きの理解である。

固定資産の減少は固定資産が廃棄されたときで、固定資産の物理的摩耗は修繕によって回復される。したがって固定資産が廃棄されるのは経済的な陳腐化による場合である。固定資産が廃棄されるときに廃棄という損失が発生するのである。その固定資産の廃棄という損失を見越して、各期がその損失を分担負担してゆくのが減価償却の会計手続きである（藤田[1995]）。すなわち減価償却という会計手続きは、将来の費用あるいは損失発生リスクを見越して、当期に負担すべき額を計上していることである。そのように理解すると減価償却費の反対勘定は、減価償却累計額ではなく、減価償却「引当金」でなければならないということになる。

貸倒引当金繰入・引当金の処理がある。評価性引当金ともいわれる。しかし評価性引当金として他と区別する必要はない。売掛金が回収できないことは、まさに損失そのものであり、その損失に備えることなしに当期の利益はないということは、他の引当金と同じことである（沼田嘉穂[1977, p. 4]）。

二

前節では引当金繰入・引当金の処理は、将来の損失に備えた処理で、費用でないものを費用計上することで当期の負担としていることを述べた。引当金処理の一つ一つを取り上げて検討しなければならないが、他の引当金処理についてもおおよその理解は以上のような理解で説明できると思われる。

費用ではないのに費用計上することの結果を若干みておく。

費用の計上は、企業の再生産規模の維持である。費消された資産・用役を収益から回収することで、再生産を維持していくことが費用計上の役割である。したがって資産の減少や用役の費消がないのに費用を計上すれば、維持すべき規模以上に回収したことになる。その結果、利益留保（利益の資本化）が生じることになる。したがって、引当金繰入の計上はまず利益の内部留保（資金留保）になる。しかし将来、予想された損失が生じれば、損失の補填のために引当金は取り崩されるので、その時点で留保された利益は取り崩される。だから一つ一つの引当金勘定を通時的に見れば、利益の留保がなされて後に取り崩されることになるので利益の留保が永続に続くというものではない。しかし多くの引当すべきリスクがあり、引当金勘定に残高がある限り、利益が留保されている状態であることを意味する。

したがって資産の費消も、用役の費消もないのに、引当金繰入・引当金勘定を計上することは条件付きであろうと、偶発債務であろうと、リスクが現実化して引当金が取崩されるときまでは、期間の長短にかかわらず利益を留保している状態である。

引当金は利益の留保であるといわれる理由はここにある。利益留保は自己金融であり自己資金の追加である。もとより先に述べたことを重ねて言えば、次期以降、実際に損失が発生したとき留保された資金は取り崩され、自己金融性は無くなるから、永久に追加資金が得られる訳ではない。個々の引当金を見る限り、通時的にはゼロであり利益の期間的偏位にすぎない。

例えば製品保証引当金といわれるものも、その引当金を計上する時点では、製品保証のための資産の減少があったり用役の費消はない。にもかかわらず引当金繰入を計上することによって利益の内部留保をもたらすことになる。修繕引当金も引当金を計上する時点では、修理が行われているわけではない。その利益留保性については同様である。貸倒引当金の計上についても、売掛金の貸倒という損失が未だ生じていないのに、貸倒という損失を見込んで引当金繰入を計上する。将来の費用・損失の発生リスクを前もって費用として計上し、利益を留保し、事態の直面に備えているということである。その相手勘定を引当金勘定ということである。

したがって、利益の留保という理解からは引当金勘定は資本勘定でなければならない（内川菊義[1998]）。

三

前節から、資産の減少、用役の費消もないの費用計上することによって利益の内部留保が生じる。その内部留保が、資本「勘定」とされずになぜ負債「勘定」とされるのかである。

それは消極的理由としては二つ考えられる。一つは、引当金繰入・引当金の処理によって利益の内部留保が生じることを認めると、引当金の会計処理は会計処理ではなく利益処分に対応することになる。利益の処分は会社においては総会の承認事項である。したがって、会計手続化することは、商法（会社法）違反となる。かつて商法において特定引当金の規定があったのは、利益処分の会計化を許容したことを意味する。しかし利益処分とは商法上は口が曲がってもみとめられない。

もう一つは、会計の問題として、資本勘定とは分類できない理由がある。修繕引当金の取引記帳を念頭におけば、仕訳は、

（借方）修繕引当金繰入（費用）／（貸方）修繕引当金（負債）

である。しかし利益の留保ということからすれば、自己資金が追加的に投資されたのであるから、積立金と同様に資本「勘定」に分類してもいいというのは先の説明であった。すなわち、

「（借方）費用／（貸方）資本」

と記帳しなければならない。

ところが、この「（借方）費用／（貸方）資本」という仕訳は会計上あるのだろうか、ということである。

沼田（[1980], p.44）は、取引の組み合わせを示し、「（借方）費用／（貸方）資本」は、論理的にはあるが、事実上はないとしている（内川[1998]p.22）。しかしこの会計上の取引は事実上ないだけでなく、論理的にもない。というのは、費用を計上すれば、その分だけ収益費用計算における利益は少なくなる。他方で、利益が少なくなるという計算は同時にストック比較計算においてもなされることになる。その場合の損益算定基準は資本勘定である。そしてその資本勘定は費用を計上する直前の資本勘定であって、費用計上が費用たるためには、この資本勘定は費用の計上ということによって変化してはならないはずである。費用の計上前と計上後

とは同じでなければならない。ところが、「(借方)費用 / (貸方)資本」とすれば、損益算定基準となる資本勘定そのものが変動することになる。たとえていえば、ある目印を基準にして、数分ほど走り、いったいどれくらいの距離を走ったのかと振り返れば、基準となる目印も、移動していたというのと全く同じである(藤田[2006])。これでは測定不可能である。だからこそ損益計算という次元では、「(借方)費用 / (貸方)資本」という処理はないのである。だとすれば、[(借方)費用]の相手勘定は、資本勘定とはできず、負債「勘定」とせざるを得なくなるのである。

もし引当金勘定をあえて資本勘定とし、しかも「(借方)費用 / (貸方)資本」の処理をしても、前段で指摘した矛盾が避けられうるためには利益処分による増資と解釈するしか方法がない。引当金勘定が負債勘定であれば利益留保ではあるが、利益の期間的偏位にすぎない。引当金を負債勘定とするのは、会計計算の利益処分計算化を避けていることになる。

以上は、引当金勘定を資本勘定とすべきところを、そのようには処理せず、引当金を負債「勘定」とする消極的な理由を探ってみた。

しかしこれらの理解は、引当金勘定が資本金勘定の一つとするのは無理があるということであって、積極的に引当金勘定が負債勘定であるということではない。

積極的に負債勘定つまり債権債務を示しているという説明がある。会計上の負債勘定は、企業と企業外部との関係のみならず、株主の期間相互の債権債務関係を表すという理解である。特にここ株式会社では、株式が流通し期間ごとに株主が異なることが前提である。その場合、ある期間と別の期間の株主は異なる。その異なる期間の株主の間の利害調整が会計の役割であり、それが期間ごとの株主間の利益分配の秩序であるという理解を示したが、その理解からすればこの方がわかりやすい。

冒頭にも述べたが、すべての期間の出資者が、一堂に会することが可能ならば、発生した損失は利益から控除されて、その残りの利益が分配されなければならない。しかし期間損益計算においては、一堂に会することはあり得ない。そのかわりに各期の出資者は、その期の活動によってその期以降に発生する損失を負担して残りを利益として分配を受けるのである。損失の原因が生じた期間とその損失が実現したときは異なる。損失発生の原因の期間の株主はその負担を、費用として計上しその残りを利益として受け取る。未だ費用が発生していないのに費用として計上することで資金が留保される。留保された資金は、損失が実現した期間まで繰り越されてゆく。そして損失が実現した時期に繰り越されてきた資金が取り崩され、損失が補填される。損失の実現は資産の減少(貸倒、修繕費の支出等)という形をとるかもしれないし、売上利益の減少という形(返品調整)になるかもしれない。引当金繰入を計上した期間は資金を次期以降に繰り越し、それ以降の期間は損失の実現した時点までその資金を支払わないで留保する。だから引当金繰り入れをした期間は、損失を実現する次年度以降に対して負債となる。すなわち決済される将来の期間の株主にたいして、引当金繰入計上した期間の株主は未払いであるがゆえに負債を負うことになる(沼田嘉穂[1977], p. 4)。

なお沼田（沼田嘉穂[1977], p. 4）は、次のようにも述べている。「商法学者が負債をもって外部者に対する債務に限定し、また一部の会計学者がこれに追従し、同調したことは引当金の概念に最大の影響をもたらした。しかしある損失が発生したとき、その結果として債務が生ずるか否かは、損失の発生そのものと関係はなく、損失の発生に付随した偶発事項に過ぎない」。「元来、会計上の負債は法律上の負債すなわち外部負債と異なった領域の概念であることは自明のことではなからうか。会計負債とは債務ももちろん重要な部分であるが、これとともに、『費用の次事業年度からの借り』もまた期間計算の上からは会計負債でなければならない」。

引当計上した期では、引当金繰入を計上することで自らの利益を控除することで損失は負担するとともに、そのことによって利益（資金）は留保され損失が実現される期まで、支払わずに繰り越される。つまり「引当金勘定」が財務諸表上に示され、次事業年度に損失が実現するまで支払わずに資金は留保され預けられるという意味で、次事業年度に対する借りがあると理解すべきである。そう理解することによって引当金繰入の計上は、資金（利益）留保となるという理解と一致する。

他の引当金に広げても同じである。繰り返しになるが、金額は不確かにしても、将来損失もしくは費用の発生の可能性が高く、当然当期にも負担すべき理由のある費用計上の相手勘定は、負債「勘定」にしなければならないのである。なによりも当期に費用に計上することによって、当期が負担することが重要なのである（沼田嘉穂[1977], p. 4）。

四

以上みてきたように、引当金繰入の計上は当期の活動による将来の損失実現に対する負担であり、引当金勘定は外部に対する債務ではなく、各期が損失負担して抛出した資金の将来期間への移転であるという理解を示してきた。しかし株式会社では株式の流通により期間ごとに株主が交代する。かかる意味では、引当金繰入を計上した株主と留保された資金を損失の実現時に補填する株主は異なり、移転元（損失発生の原因となった期間）の移転先（損失の実現時に支払う期間）に対する負債ということになる。外部的な債務ではない。またそれ故にこそ引当金の設定が資金留保の機能も有していることになる。

このようにみると、費用が発生していないのに費用計上し、（外部に対する）債務ではないのに負債勘定に計上するのが、引当金繰入・引当金会計処理であるという冒頭部分について、少しは理解していただけたと思う。

しかし、会計基準は、残念ながら企業と企業外部との関係にのみ関心がある。したがってその視点から費用でないものを引当金繰入計上する理屈をつけなければならないし、外部に対する債務でもないものを負債であると主張しなければならない。だから収益費用中心観と資産負債中心観を明確に区別できるのかどうか、やや疑問視する人もあるが、前者において費用でないのに引当金繰入勘定に計上する理由付けは、費用発生主義では説明できず、発生主義の解釈を拡張して原因発生主義とすることで説明したことにしようとする（松本敏史[2007], p.258）。

他方資産負債中心観を採用したからといって企業にリスクがなくなるわけでもなく、引当金処理をせざるを得ない状況がなくなるというものでもない。先にみたように企業の活動が将来の損失を発生させるものであるならば、それに対する負担と引当はなされねばならない。IFRSでは資産負債中心観は、企業外部との負債の側からその説明をしようとする。

IFRSにおいては引当金の企業と企業外部との負債性から出発する。

冒頭部分にも述べたように、引当金繰入は未だ費用ではないものを費用計上するものである。したがって予想した損失が実現して、その結果、債務の発生ということはあるにしても、相手勘定の引当金勘定がそのまま外部との債権債務関係の債務にあたるというものではない。資産・負債の定義から入るIFRSでは、引当金繰入の側からでなく、相手勘定の引当金勘定の負債性から入ることになるが、もとより債務ではないから、負債勘定の定義も債務ではないものも包括するよう幅を持たせ拡張されなければならない。

『財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク』（2001年IASB）では次のように定義されている。（『国際会計財務報告基準』）

「par.60負債の基本的な特徴は、企業が現在の債務を負っていることである。債務とは、ある一定の方法で実行又は遂行する責務又は責任である。債務は、拘束的契約又は法的要請の結果として、法的に強制する場合がある。これには、例えば、受領した財貨や役務に対する支払債務の場合が通常該当する。しかし、債務は、通常取引慣行、慣習及び良好な取引関係を維持すること又は公正に行動することへの要望からも生じる。例えば、企業が政策上の問題として、自社製品の欠陥が保証期間終了後に明らかにされた場合であってもその欠陥を補修すると決定するならば、すでに販売された財貨に関して支出が予想される金額が負債となる。」

以上の後半の「債務は、通常取引慣行、慣習及び良好な取引関係を維持すること又は公正に行動することへの要望からも生じる」というところに引当金の計上が可能なように幅を持たせていると考えられる。

負債の定義からはいる引当金の説明は、負債の性格を持つといわれない従来の引当金をまえてもって排除してしまうので、同列に議論することはなかなか難しいが、引当金は次のように定義されている（IAS37号）。

「Par.10 引当金とは、時期又は金額が不確実な負債をいう。

負債とは、過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が企業から流出する結果となることが予想されるものである。」

そして法的債務と推定的債務を掲げ、前者は、(a) 契約、(b) 法律の制定、(c) 法律その他の運用とし、後者は次のように説明している。

「推定的債務とは、次のような企業の行動から発生した債務をいう

(a) 確立されている過去の実務慣行、公表されている方針又は極めて明確な最近の文書によって企業が外部者に対しある責務を受諾することを表明しており、

(b) その結果、企業はこれらの責務を果たすであろうという妥当な期待を外部者の側に惹

起している」

この推定的債務が、引当金を説明したものである（松本敏史[2010]p.247）。

引当金と負債とを区別して次のような定義がある。

「Par.11 引当金は、決済時に必要な将来の支出の時期と金額が不確実であるという点で、買掛債務及び未払費用のような他の負債とは区別することができる。

(a) 買掛債務は、、、、（省略）

(b) 未払費用は、物品又は用役が納入され又は提供されたが、未だ支払われておらず請求されていない、あるいは納入行者と正式に合意していないものに対して支払うべき負債であり、これには従業員に対する債務も含む（例えば未払有給休暇の金額）。未払費用の金額と時期は、時には見積を必要とすることがあるが、未払費用の不確実性は引当金の場合よりは一般的にかなり小さい」

未だ債務でなく、しかし将来、事態の推移の結果、債務となるかもしれないものを「責務」として拡張することで認識の対象を拡大していると解される。なお、ついでながら、推定的債務とは、constructive obligation の訳語であるが、この consuructive には、「擬制的」という意味もあり、これに則すると「擬制的負債」となる。

他方、引当金を以上のように負債概念を擬制的に拡張することで説明したからといって、その相手勘定が引当金繰入として計上するという根拠は、演繹的には説明されていない。引当金の処理の対象はすでに前提された出来レースになっている。

費用、損失は次のように定義されている（『財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク』（2001年IASB））。

「Par.78 費用の定義には、企業の通常の活動の課程において発生する費用だけでなく損失が含まれる。企業の活動の過程において発生する費用には、例えば、売上原価、賃金及び減価償却費などがある。費用は、通常、現金及び現金同等物、棚卸資産、有形固定資産などの資産の流出または原価の形をとる。」

「Par.79損失は、費用の定義を満たすその他の項目を表し、企業の通常の活動の過程において発生するものと発生しないものがある。損失は、経済的便益の減少額を表しており、本質的にその他の費用と相違はない。したがって、損失は、本フレームワークでは別個の構成要素としてはかんがえていない」。

「Par.80損失には、例えば、火災や洪水などのような自然災害から発生した損失及び非流動資産の処分から発生した損失などがある。また、費用の定義には、例えば、企業の外貨建借入金に関して、当該外貨の為替レートの高騰による影響から発生する未実現損失なども含まれる。損失が損益計算書に認識される場合、その情報は経済的意思決定を行うために有用であることから、通常、損失は別個に表示される。損失はしばしば、関連収益を控除後の純額で計上される」。

費用の定義をみると、「費用は、通常、現金及び現金同等物、棚卸資産、有形固定資産など

の資産の流出または原価の形をとる」とあり、さらに「損失は、経済的便益の減少額を表しており、本質的にその他の費用と相違はない」とあるから、引当金繰入額は、ここでいう費用勘定ではないことになる。費用ならば未払費用として処理されるからである。

だから IFRS においては、引当金の相手勘定が費用であることの説明はない。

五

本稿は、引当金勘定の説明の難しさが那邊にあるかを探ることであった。

端的に言えば、期間損益計算をするにあたって、それぞれの期間の利益を獲得する活動の結果生じる損失をそれぞれの期間が負担することから始まる。負担は、いまだ費用でないものを費用計上することで利益を減少させ（利益を留保し）、その資金を損失が実現する期間に移転することによってなされる。その資金（留保利益）は、費用計上した期間からすれば、損失が実現した期に支払うべき資金であり、損失が実現するまでは、未だ支払ったことにならないのであるから、それまでは債務である。引当金勘定が負債勘定である根拠はそこにある。損失が実現すればその資金の返済が行われることになる。

したがってここでの一つの主張は、会計上の負債「勘定」は、企業と企業外部との債権債務だけでなく、期間相互の出資者の間の債権債務も表すということである。これらの債権債務はいわゆる契約によるものではない。しかしそれに代えて会計基準がある。会計基準は企業の損益計算を規制することで、期間相互の利益の配分の秩序を形成し、契約にとって代わる役割を果たしている。これが会計規準による期間相互の利害の調整の意味である。

さらになお、減価償却についての一つの理解を繰り返しておきたい。たとえば棚卸資産の費消あるいは販売による減少は当該原価を費用計上することで再生産規模が維持される。固定資産もまた同じく故障する部分があればその部分を取り替えることによって、再生産規模が維持される。その限り修繕によって物理的な再生産の規模は維持されることになる。しかし修理をしても経済的には、当該固定資産を廃棄し新規の固定資産を購入した方がよりいい場合が必ずある。その原因は陳腐化（経済的摩滅）である。そのとき陳腐化による固定資産の廃棄は損失をもたらすことになる。この損失に備えて各期の出資者がその損失に備えて負担するのが減価償却費である。

すなわち重ねていえばこの陳腐化による固定資産の廃棄という損失は、その固定資産を活用して利益を得た期間に同様に負担されなければならない。したがって各期の期間損益においてその負担分が費用（減価償却費）として、利益から控除することで負担するとともに、確保された資金は廃棄される期間まで支払われないのであるから負債であり、負債として繰り越されてゆく。その資金が損失が実現するまでの期間、いわゆる減価償却基金の金融効果をもたらすことになる。このようにみてゆくと、減価償却費の相手勘定は、減価償却累計額ではなく減価償却引当金というべきではないかと思う。

それから引当金といえば、ついて回ることが多いキャッチフレーズが「利益の隠蔽」である。

私の以上の理解からいえば、引当金繰入－引当金の会計処理は利益の減少であり、資金の留保ではあるが利益の隠蔽ではない。当然負担すべき将来の費用あるいは損失を負担して、残りを利益として分配をうけるのであるから利益の隠蔽という性格のものではないのである。一方留保した資金を次期へと繰越してはゆく。もしこの処理をしなかったならば、負担すべき費用または損失を負担せずに利益のみ受けるのであるから、むしろ「食い逃げ」とクレームがつく。このクレームを避けるのが引当金繰入・引当金計上の会計処理である。

ここでのテーマではないが、資産負債中心観が批判の対象としている繰延資産も期間相互の債権債務と理解することでその意義を確認することができる。たとえば開業費など多額の投資を一期間にのみ負担するのではなくて繰り延べてゆくが、当該期間は多額の資金を投下するが、負担は、その全額ではなく、その一部であり（費用計上し）、残りは次年度以降が負担すべく要求する（債権計上）。

このようにみると、資産・負債中心観といわれる会計思考は、引当金処理や繰延資産処理にみるような会計処理独特の、株主の期間相互の「債権債務」関係を無視しているのではと思われる。負債と負債「勘定」は異なるし、また資産と資産「勘定」はことなる。

* 本稿について、佐賀大学教授山下寿文氏から大変有益なコメントをいただいた。記して謝す。また同志社大学教授松本敏史氏からも、詳細かつ有益なコメントをいただいた。記して謝す。

参考

- 遠藤 孝[1998]：『引当金会計制度の展開』森山書店、1998年4月
内川菊義[1998]：『引当金会計の基礎理論』森山書店、1998年12月
加藤盛弘[2006]：『負債拡大の現代会計』森山書店、2006年9月
企業会計基準委員会[2005]：「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号）、2005年12月
熊谷重勝[1993]：『引当金会計の史的展開』同文館出版、1993年11月
国際財務報告基準委員会編：『国際会計財務報告基準』中央経済社、2009年
阪本安一[1982]：「企業会計上の引当金」『企業会計』第34巻8号、1982年8月
杉本典之[1881]：『引当経理と繰延経理：その構造と機能』同文館1881
沼田嘉穂[1971]：「引当金の概念について」『駒大経営研究』第3巻第2号、1971年9月
沼田嘉穂[1977]：「特定引当金」『産業経理』第37巻12号、1977年12月
沼田嘉穂[1980]：『簿記教科書（10訂85版）』1980.2
馬場嘉一郎[1984]：「企業会計における最近の論点（3）」『税計通信』第39巻5号、1984年5月
藤田昌也[1995]：『会計利潤の認識』
藤田昌也[2005]：「資産と資産「勘定」、負債と負債「勘定」」『会計』第168巻第1号、2005年7月
藤田昌也[2006]：「ストック・オプション会計の問題点－資本と負債の区分・資本と利益の区別－」『商学論集』（熊本学園大学）第13巻第2号、2006年12月
藤田昌也[200]：「会計利潤のトポロジーにむけて」『会計利潤のトポロジー』同文館
松本敏史[2005]：「引当金の認識と測定」『経営学論集』（龍谷大学9第45巻第3号）、2005年12月

松本敏史[2010]:「負債」『スタンダード財務会計論』(河崎等編著)中央経済社、2010年5月

山下寿文[2006]:「引当金会計の新展開」『企業会計』2006年2月、Vol.58、No. 2

山下寿文[2011]:「IFRSにおける非金融負債会計の動向」『佐賀大学経済論集』2011年、第43巻第5号

Andrew Lennard: *Liabilities and how to account for them, An exploratory essay*, Accounting Standards Board, October 2002

AAA[2010]: A Framework for Financial Reporting Standards: Issues and a Suggested Model in *Accounting Horizons* Vol.24. No.3